

岩手都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(岩手都市計画区域マスタープラン)

平成16年5月

岩手県

岩手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定 (岩手県決定)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり決定する。

. 都市計画の目標

1. 都市計画区域の規模・範囲
2. 都市計画区域の現状・課題
3. 都市計画区域の将来像
4. 都市計画区域の基本方針

. 区域区分の決定の有無

. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (1) 商業地
 - (2) 工業地
 - (3) 住宅地
 - (4) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
 - (5) その他
2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (1) 交通施設の整備の方針
 - (2) 下水道の整備の方針
 - (3) 都市施設の整備における営農条件への配慮
3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

付図 岩手都市計画区域の将来像図

「内容については別添のとおり」

理由

一体の都市として整備、開発及び保全を行い、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため。

岩手都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

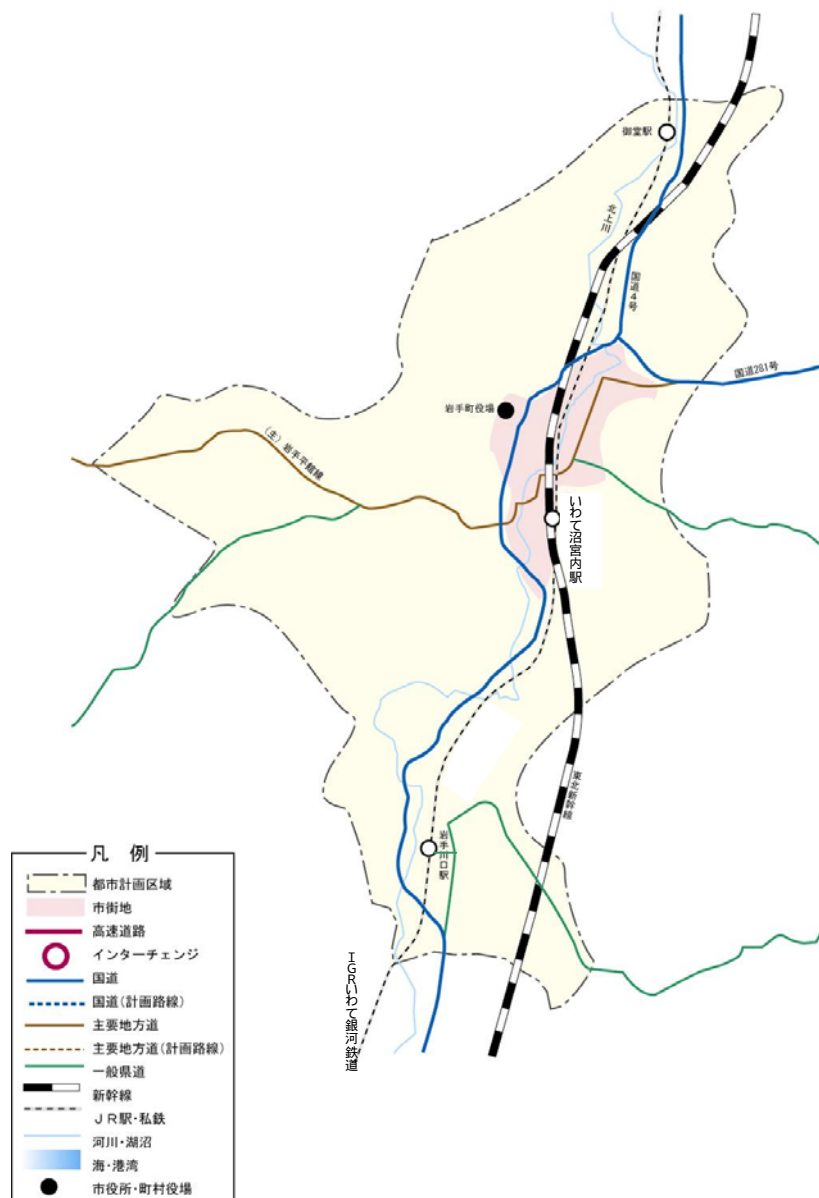
1. 都市計画の目標

1. 都市計画区域の規模・範囲

本方針は、岩手都市計画区域（以下「本区域」といいます。）を対象とし、その規模・範囲は以下のとおりです。

都市計画区域	市町村	範囲	面積(ha)
岩手都市計画区域	岩手町	行政区域の一部	4,740

岩手都市計画区域



2. 都市計画区域の現状・課題

本区域は、江戸時代には盛岡藩の沼宮内通の代官所が置かれたほか、奥州街道の宿場町・沼宮内宿としても栄え、明治時代以降は東北本線（現いわて銀河鉄道線）の開通により岩手郡北部の中心として発展してきました。最近では、東北新幹線いわて沼宮内駅が開業するなど、その重要性が高まりつつあります。

しかし、中心市街地の空洞化や過疎化の進展により、都市機能の低下が懸念される状況にあり、東北新幹線の停車駅というメリットを活かし、既にある基盤を活用しながら都市機能の強化を図る必要があります。

3. 都市計画区域の将来像

「岩手県都市計画ビジョン」において掲げた都市づくりを実現するため、本区域の将来像を次のとおり掲げます。

豊かな自然と調和した環境共生都市

豊かな自然環境と調和した生活空間や健やかで安心して生活できる快適な居住環境の形成を図るとともに、交流と連携による活力に満ちた産業拠点の形成を図ります。

また、広域的な交通や情報ネットワークの形成により、北岩手における広域交流拠点の形成を目指します。

4. 都市計画区域の基本方針（実線囲みは都市計画区域の特色を活かし推進すべき方針）

(1) 豊かな自然環境と調和した生活空間の形成

北上川上流の豊かな自然環境と共生していくために、生活基盤や産業基盤と調整を図るとともに、自然や景観の保全と活用を図り、自然環境と調和した生活空間の形成を図ります。

(2) 健やかで安心して生活できる快適な居住環境の形成

ユニバーサルデザインの観点から子供から高齢者、障害のある方まですべての人々が「安心」を実感できる地域社会の実現を目指し、下水道等の生活基盤の整備を進め、自然環境や歴史的景観の保全、活用に努め、豊かな自然環境や歴史・文化を次世代に継承し、それらを基盤に新たな文化の創造に努めるとともに、健やかで安心して生活できる快適な居住環境の形成を図るほか、災害に強い都市を目指します。

(3) 交流と連携による活力に満ちた産業拠点の形成

広域交通網の整備による交流人口の大幅な増加に合わせて、魅力ある商業・サービス業の充実を図るとともに、豊かな自然環境の中で、農業と観光が結びついた新たな産業の展開を図り、第1次産業から第3次産業までの調和が取れた、活力に満ちた産業拠点の形成を図ります。

(4) 広域的な交通や情報ネットワークの形成

東北新幹線・IGRいわて沼宮内駅を中心として、十和田・八幡平国立公園や北部三陸海岸等を有機的に連結する広域幹線道路網の形成を図り、岩手県北部広域圏の交通拠点の形成を目指します。

また、主要道路や生活関連道路網の形成を図り、交流・連携が活発となるよう地域基盤づくりをめざします。

(5) 北岩手における広域交流拠点の形成

自然環境や歴史・文化を次世代に継承し、それらを基盤に新たな文化の創造に努めるとともに、住民一人ひとりの個性と創造性にあふれる教育・文化などの拠点機能の形成を図り、北岩手における広域交流拠点の形成を図ります。

・ 区域区分の決定の有無

本区域においては、区域区分を定めないものとします。

< 判断根拠 >

- ・ 市街地周辺（用途地域外）の人口動向・産業動向はともに減少傾向にありますが、土地利用動向はやや活発であるといえます。
- ・ しかし、市街地周辺の開発規模は比較的小さく、また、行政区域全体の人口動向も減少傾向が今後続くものと見込まれることから、無秩序な市街化が進行している状況ではないと判断されます。
- ・ したがって、現状においては区域区分を定めず、他の土地利用施策等に対応することとします。

区域区分・・・無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することです。本県では、盛岡広域都市計画区域のみ定めています。

1. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 商業地

- ・ 本区域の商業は、景気の停滞や住民の日常行動圏の拡大等に伴い、消費の停滞や区域外流出による地元購買力の低下が見られるなど、厳しい状況にあります。
- ・ これを踏まえ、東北新幹線等の活用を図りながら、いわて沼宮内駅周辺において、地域の特色を活かした商業環境の整備充実を努めるなど、魅力あふれる商業地の形成を図ります。
- ・ また、大町商店街の「街の駅」の整備などを踏まえ、個性豊かな街並み形成を促進します。

(2) 工業地

- ・ 区域内の既存工業地において、製造業、木材加工業等を中心に地域工業の振興を図ります。

(3) 住宅地

- ・ いわて沼宮内駅周辺地区の商業地を中心とした半径約 1 km の範囲内に住宅地が形成されています。
- ・ 河岸から市街地までの距離が短いため水害が発生しやすい地形状況になっていることから、今後は、現行の住宅地の配置を維持しつつも、防災機能の強化を重視しながら、良好な住環境の形成を図ることとします。
- ・ 用途地域内における未利用地が多い地区については、地区計画制度の活用等により、地区の将来像を示しながら、良好な住環境の確保・誘導を努めることとします。
- ・ そして、核家族化の進展などによる世帯数の増加に対応するため、新たな住宅団地の整備を促進し、快適な居住空間の創出を目指します。

(4) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 災害の恐れがある箇所等については、市街化を抑制します。

(5) その他

- ・ 白地地域（都市計画区域内で用途地域外の地域）については、土地利用の状況などを考慮しつつ、必要に応じて特定用途制限地域の設定や建築形態規制（容積率・建ぺい率の設定）等の土地利用規制を検討します。
- ・ また、白地地域について、他法令等により土地利用規制が行われている土地を都市的な用途に供する場合には、土地利用調整を十分に行います。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の整備の方針

- ・ 東北新幹線盛岡以北の開業を踏まえ、本区域を起点として県北部の市町村及び十和田・八幡平国立公園や北部三陸海岸等を有機的に連結する広域幹線道路網の整備を図ります。
- ・ 国道 4 号及び国道 281 号については、機能の維持を図ります。
- ・ 県道については、未整備箇所の整備を検討するものとし、特に急カーブ、急勾配等の危険箇所の改善を目指します。

(2) 下水道の整備の方針

- ・ 公共下水道事業等を積極的に推進し、公共用水域の水質保全と住民の生活環境の改善を図ります。

(3) 都市施設の整備における営農条件への配慮

- ・ 都市施設の整備に当たっては、営農条件の低下が起こらないよう配慮します。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・ 市街地については、機能的な商業地・良好な住宅地の確保、利便性の向上を図ります。
- ・ その方策として、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の面的事業、道路、下水道及び公園の整備を検討するほか、地区計画及び特別用途地区等による土地利用の誘導等を検討します。

4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ・ 市街地の南西部に広がる丘陵地に位置し、面積約 24ha で計画している岩手町総合運動公園については、スポーツレクリエーションの拠点やスポーツ振興の場としての機能を持ち合わせた核的施設として整備を図ります。
- ・ また、街区公園や近隣公園などの住区基幹公園は、それぞれの機能や誘致距離等を考慮し、配置・整備を図ります。

岩手都市計画区域の将来像図

